

平成27年12月15日

会員事業所の長 殿

(一社)鹿児島県LPガス協会
会長 秋元 耕一郎
(公印省略)

バルク供給の実態に関する調査の実施について
(お願い)

日頃から協会運営には多大のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス法第16条の2項及び同法施行規則第16条22号の規定に基づきバルク貯槽及び附属機器について告示検査を受けることが義務付けられています。

平成29年度から本格的に告示検査の受検又は交換、廃棄等の対応が必要になることからバルク貯槽を所有、管理する販売事業者は、いずれの対応をとる場合でも、設置場所からの搬出入、仮供給設備の設置や容器検査所への検査依頼を事前に確認しておく必要があります。

つきましては、協会では法に基づく検査等が円滑に進められるよう、県全体の実態把握を行うこととしました。

業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記の要領で別紙調査票を提出くださいますようお願い致します。

記

1・提出書類 別添「バルク供給の実態調査票・別紙1」及び明細書(別紙2)
※バルク貯槽等が未設置の場合、明細書(別紙2)の提出は不要です

2・提出期限 平成28年1月29日(金)

3・提出方法 LPガス協会宛 FAX送付でお願いします
FAX 099-250-2534

(注) 本調査の対象になるバルク貯槽(容器)は、鹿児島県内に事業所を有する事業者が所有・管理するものです。従いまして県外に設置されている場合も対象になります。

県LPガス協会 宛

FAX 099-250-2534

バルク供給の実態調査票（別紙1）

事業所名_____

記入者名_____

1・バルク貯槽(容器)の所有又は管理の有無(いずれかを○で囲んでください)

有 ・ 無

⇒ 無に○を記入された場合、以下の回答は必要ありません。
このままで協会宛FAX送信ください。

2・以下の項目は、上記1で有に○をされた場合のみ回答ください。

(1)供給先_____箇所 (2) 設置数_____基

3・バルク供給設備の点検方法(いずれかを○で囲んでください)

- (1) 自ら実施している
- (2) 他の保安機関に委託している

※誠にお手数ですが、別紙明細書も作成し、お送りください。
なお、明細書は協会のホームページにも掲載していますので
ダウンロードしてご使用ください。

送付期限 平成28年1月29日(金)

